

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した
被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関するQ & A
(令和3年度相当課税分)

1 用語について

Q1-1 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

(回答)原則は住民票上の世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主を含む)です。ただし、国民健康保険加入者のなかで、実態として他にその世帯の生計を維持している方がいる場合は、申し出により世帯主以外の方が主たる生計維持者と認められる場合があります。

Q1-2 事業収入等とはどの収入のことですか。

(回答)給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入です。それ以外の収入(年金や譲渡所得等)は減少した収入の対象ではありません。

2 減免の要件について

Q2-1 新型コロナウイルス感染症の影響で、会社都合で退職した場合は対象となりますか。

(回答)会社都合で離職して雇用保険から失業給付を受ける場合(離職日現在65歳未満の方)は、非自発的失業に係る軽減制度が適用されるため、減免の対象とはなりません。

Q2-2 他の減免を受けている場合でも減免は受けられますか。

(回答)他の減免(旧被扶養者減免、東日本大震災減免等)を受けている場合は、重複して減免を受けることはできません。ただし、主たる生計維持者以外が旧被扶養者減免を受けている場合は除きます。

Q2-3 「新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負った」とはどのような状態ですか。

(回答)1か月以上医療機関で治療を有すると認められる場合など、新型コロナウイルス感染症の症状が重い場合をいいます。医師による診断書の写しが必要です。感染の疑いで自宅待機などの場合は、これに当たらず、収入減の要件に該当するかどうかになります。

Q2-4 2020年はサラリーマンで給与収入でしたが、2020年12月に退職して個人事業主となり事業収入となりました。新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少しました。この場合、減免の対象となりますか。

(回答)収入減少は同じ収入項目で比較します。このケースだと給与収入がなくなったのは新型コロナウイルス感染症の影響ではなく、事業収入については2020年中の事業収入が0円であるので対象とはなりません。

3 申請について

Q3-1 給与収入と事業収入があり、両方の収入が3/10以上減少した場合はどの届出書に記入したらよいですか。

(回答) ⑧の「給与収入用」「事業収入用」の両方とも記入ください。

Q3-2 オンライン申請はできますか。

(回答) オンライン申請は受け付けておりません。また、感染拡大防止のため郵送での受付を奨励しています。

送付先は、

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 八王子市保険年金課資格課税担当 宛
をお願いします。

Q3-3 申請はいつからできますか。

(回答) 令和4年5月2日から申請を受け付けます。

※申請期限は令和5年3月31日(必着)となっております。余裕をもって申請してください。

4 その他

Q4-1 申請して決定するまでにどのくらいかかりますか。

(回答) 申請後、内容の審査を行い、早ければ翌月中旬に、承認・不承認の決定を予定しています。ただし、書類の不備がある場合など、審査するまでに時間がかかることが予想されますのでご了承ください。

Q4-2 申請・決定するまで、保険税は納付したほうがよいですか。

(回答) 申請・決定するまでは、納期内納付をお願いします。納期内納付が難しい場合は、お早めに収納課(TEL042-620-7237)に納税相談をしてください。